

～令和 7 年千歳市議会議員選挙～ 期日前投票・不在者投票のご案内

令和 7 年千歳市議会議員選挙の投票ができる方は、選挙人名簿に登録されている「平成 19 年 5 月 26 日までに生まれた方で、令和 7 年 2 月 17 日までに転入届をされて、千歳市から転出していない方（又は引き続き千歳市に在住している方）」ですが、次に該当する場合は期日前投票または不在者投票ができます。

1 投票日に所用で投票できない方

 千歳市で『期日前投票』ができます。

投票日に所用で投票できない方は、次の場所で期日前投票ができます。

■市役所市民ロビー

・ 5 月 19 日（月）～5 月 24 日（土） ・ 午前 8 時 30 分～午後 8 時

■その他の臨時期日前投票所

※場所及び期間は、広報や市ホームページ「令和 7 年 5 月 25 日執行千歳市議会議員選挙」などでご確認ください。

投票所入場券を切り離し、投票所入場券の裏面に印刷した宣誓書に必要事項を記入のうえ、期日前投票所へ持参してください。

2 期日前投票期間及び投票日に不在となり投票できない方

 滞在先の市町村の選挙管理委員会で『不在者投票』ができます。

5 月 19 日から 5 月 25 日まで仕事や用事で不在となり千歳市において投票できない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続き方法は次のとおりです。

(1) 投票用紙の請求方法

別添の「不在者投票宣誓書（兼請求書）」または最寄りの市町村選挙管理委員会にある請求書に必要事項を記入し、千歳市選挙管理委員会へ持参もしくは郵送して、投票用紙を請求します。

必ず本人が記入し、各個人で直接、千歳市選挙管理委員会に持参または郵送で請求してください。

※ 本人に代わって使用者が請求する場合は、「委任状（A4 版で様式は任意）」と本人からの請求であることを確認するために免許証等の写しの添付が必要です。

(2) 投票の方法

前記の投票用紙の請求を受けた千歳市選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されていることを確認後、投票用紙等を請求人宛てに簡易書留速達で郵送します。

不在者投票は最寄りの市町村選挙管理委員会で行いますので、投票用紙等がお手元に届きましたら、それを持参の上、最寄りの市町村選挙管理委員会に行き、5 月 19 日（月）以降お早目に投票の手続きをしてください。

【ご注意】 ※ 滞在先の市町村選挙管理委員会の開庁日及び開庁時間については事前にご確認ください。

※ 同封されている「不在者投票証明書」を開封したり、自宅等で投票用紙に候補者名を記入すると無効となりますので十分ご注意ください。

※ 不在者投票後の投票用紙は、滞在先の市町村選挙管理委員会から千歳市へ郵送されます。不在者投票を行っても、投票日までに千歳市に到着しない場合は無効となりますので、お早目に手続きを行ってください。

千歳市選挙管理委員会事務局選挙課（不在者投票担当）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目 34 番地 TEL (0123)24-0796(直通)